

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 2

処 分 名	図書館資料の複写の承認	
処 分 の 概 要	申請に基づいて、図書館資料の複写を承認する。	
根 拠 法 令 名	松山市立図書館資料複写事務取扱規則(昭和62年教委規則第2号)	
条 項	第2条	
所 管 課	中央図書館事務所	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	即時	
標 準 処 理 期 間	計	即時
判 断 基 準	松山市立図書館資料複写事務取扱規則第3条に該当することを基準とする。	
<p>【根拠法令等】</p> <p>松山市立図書館資料複写事務取扱規則</p> <p>(複写の申込み)</p> <p>第2条 調査研究等のため、資料の複写を希望する者(以下「申込者」という。)は、館長の承認を得なければならない。</p> <p>(複写のできる資料)</p> <p>第3条 館長は、前条の規定により複写の申込みを受けたときは、著作権法(昭和45年法律第48号)第31条各号に該当する場合に限り、その一部分又は全部の複写を認めることができる。ただし、館長が不相当と認めるものについては、複写することができない。</p> <p>(複写の部数)</p> <p>第4条 資料は、申込者1人につき1部複写することができる。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。